

横浜港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成29年11月

横浜港港湾管理者

横 浜 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成26年 9月 横浜市港湾審議会
- ・平成26年 11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成27年 6月 横浜市港湾審議会
- ・平成27年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 2月 交通政策審議会第62回港湾分科会
- ・平成28年 7月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 11月 横浜市港湾審議会

の議を経た横浜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

| | |
|-------------------------|---|
| 変更理由 | 1 |
| 港湾施設の規模及び配置 | 2 |
| 1 旅客船埠頭計画 | 2 |
| 2 専用埠頭計画 | 3 |
| 3 水域施設計画 | 4 |
| 4 臨港交通施設計画 | 5 |
| その他重要事項 | 6 |
| 1 大規模地震対策施設計画 | 6 |
| 2 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項 | 7 |
| (1) 橋梁の桁下空間の確保 | 7 |
| (2) レクリエーション等活性化水域 | 7 |

変更理由

- 1) 内港地区（新港地区）において、船舶の大型化に対応するため、旅客船埠頭計画、水域施設計画及び大規模地震対策施設計画を変更する。
- 2) 立地企業の要請に対応するため、本牧地区において、専用埠頭計画を変更する。
- 3) コンテナターミナルと一体的に機能する高度な物流拠点の形成を促進するため、本牧ふ頭地区において、臨海部物流拠点の形成を図る区域内の臨港交通施設計画を変更する。
- 4) 新山下地区において、港湾を利用する船舶の航行上支障がないよう橋梁の桁下空間を計画する。
- 5) 内港地区（新港地区）において、旅客船埠頭計画の変更による客船の受入機能強化を契機とした一層の賑わい創出を図るため、市民等への積極的な水域の開放などと併せ、水上交通や観光船を充実させるエリアとしてレクリエーション等活性化水域を追加する。

港湾施設の規模及び配置

1 旅客船埠頭計画

1-1 内港地区（新港地区）

クルーズ需要の増加、船舶の大型化に対応するため、以下の施設について、旅客船埠頭計画を変更する。

水深 9.5 m 岸壁 1 バース 延長 340 m SK9
[既定計画の変更計画]
埠頭用地 2 ha（旅客施設用地） [既設]

既定計画
水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 340 m SK9
既設
埠頭用地 2 ha

2 専用埠頭計画

2-1 本牧地区

立地企業の要請に対応するため、以下の施設について、専用埠頭計画を変更する。

水深 9 m 岸壁 延長 4 6 5 m [既設の変更計画]

既設

水深 9 m 岸壁 延長 4 1 0 m

3 水域施設計画

旅客船埠頭計画の変更に伴い、内港地区（新港地区）の水域施設計画を、次のとおり変更する。

3-1 泊地

内港地区（新港地区）

水深 9.5 m 面積 1 h a [既定計画の変更計画]

（既定計画
水深 9 m 面積 1 h a）

3-2 航路・泊地

内港地区（新港地区）

水深 9.5 m 面積 1 h a [既定計画の変更計画]

（既定計画
水深 9 m 面積 1 h a）

4 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、コンテナターミナルと物流施設間の輸送効率化を図るため、臨港交通施設計画を変更する。

4-1 道路

臨海部物流拠点の形成を図る区域内的臨港道路

[既定計画の変更計画]

その他重要事項

1 大規模地震対策施設計画

1-1 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

大規模地震等の発生時において、緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設を次のとおり変更する。

水深 9.5 m 岸壁 1 バース 延長 340 m S K 9
[既定計画の変更計画]

既定計画
水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 340 m S K 9

2 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 橋梁の桁下空間の確保

港湾を利用する船舶の航行上支障がないよう、橋梁の桁下空間を次のとおり計画する。

| 橋梁名（仮称） | 確保する桁下空間 | | |
|-------------|----------|--------|----------------------|
| 山下本牧連絡橋 | 中央部北側 | 幅 30 m | 高さ N.H.H.W.L. +16.3m |
| （臨港幹線（区間C）） | 中央部 | 幅 60 m | 高さ N.H.H.W.L. +15.0m |

注) N.H.H.W.L. は略最高高潮面であり、横浜港工事用基準面 Y.P. +2.75m を零位とする。

(2) レクリエーション等活性化水域

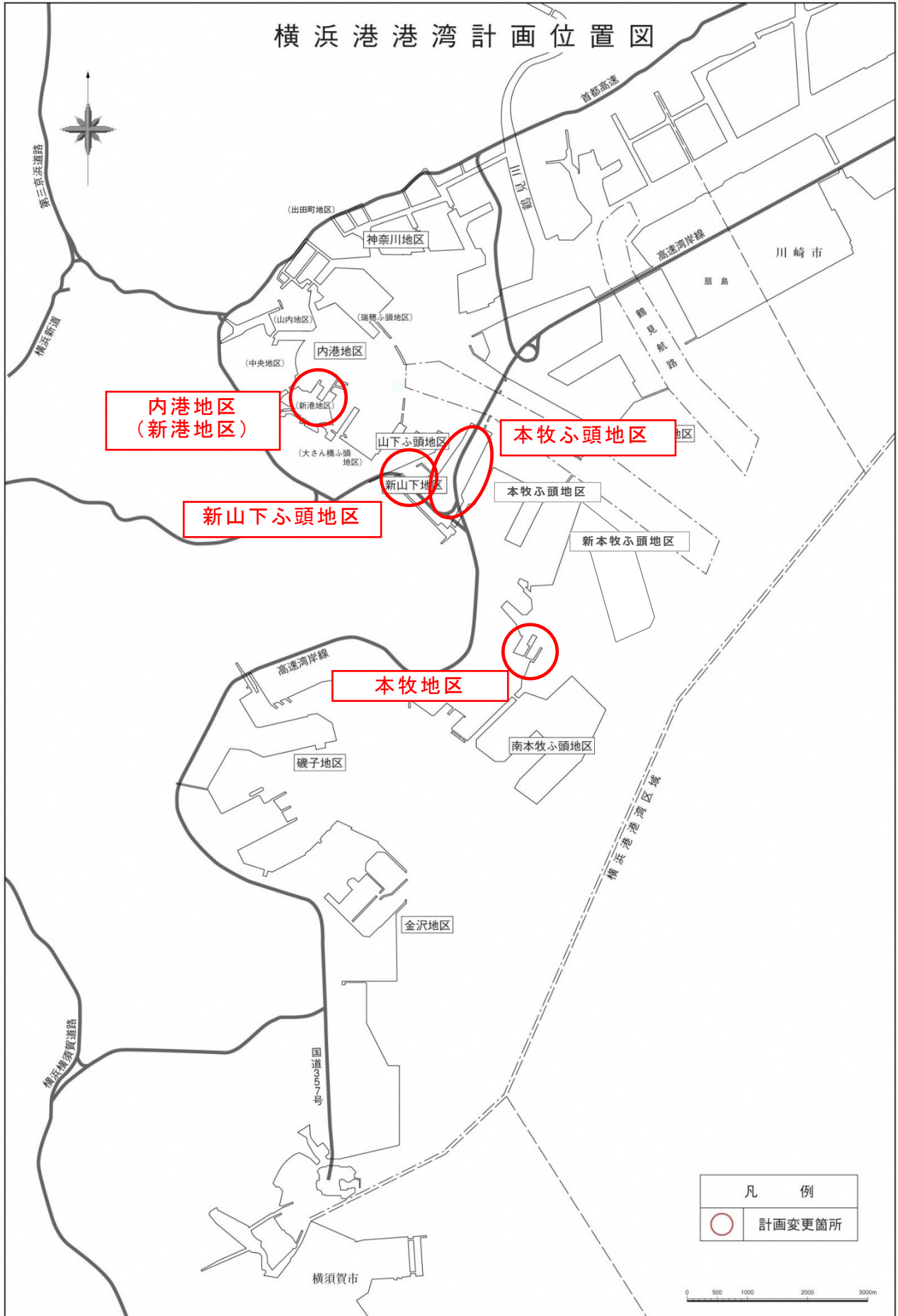
旅客船埠頭計画の変更による客船の受入機能強化を契機とした一層の賑わい創出を図るため、市民等への積極的な水域の開放などと併せ、水上交通や観光船を充実させるエリアとして、「レクリエーション等活性化水域」を追加する。

内港地区

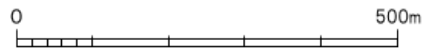
市民等への積極的な水域の開放などと併せ、水上交通や観光船を充実させるエリアとして、レクリエーション等活性化水域を定める。

[既定計画の変更計画]

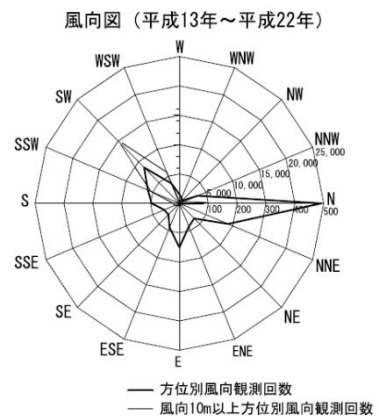
横浜港港湾計画位置図



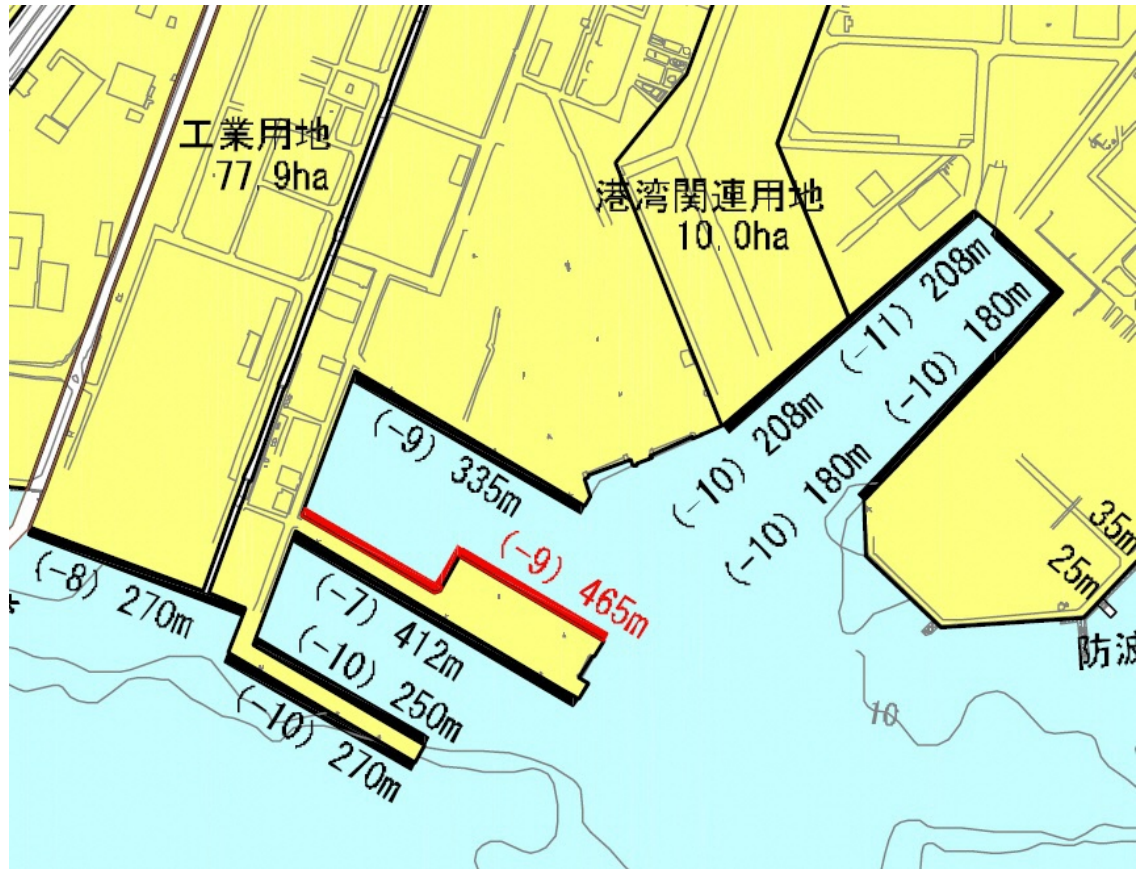
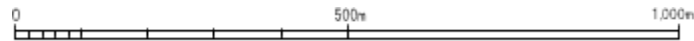
横浜港港湾計画図 〔内港地区（新港地区）〕



| 凡 例 | | |
|-----|---------------------|--------|
| | 航路・泊地 | (既 設) |
| | | (既定計画) |
| | | (今回計画) |
| | 公共岸壁 (緊急物資輸送用) | (既 設) |
| | | (既定計画) |
| | | (今回計画) |
| | 物資補給岸壁 | (既 設) |
| | 埠頭用地 | (既 設) |
| | 緑 地 | (既 設) |
| | | (既定計画) |
| | 交通機能用地 (臨港道路) | (既 設) |
| | | (既定計画) |
| | その他用地 | (既 設) |
| | 自然的環境を整備又は保全する区域 | |
| | レクリエーション等活性化水域 | |
| | 外航旅客の良好な受入環境を形成する区域 | |

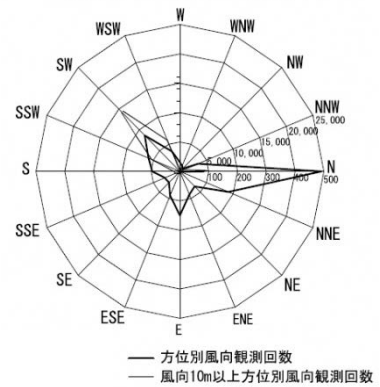


横浜港港湾計画図 〔本牧地区〕

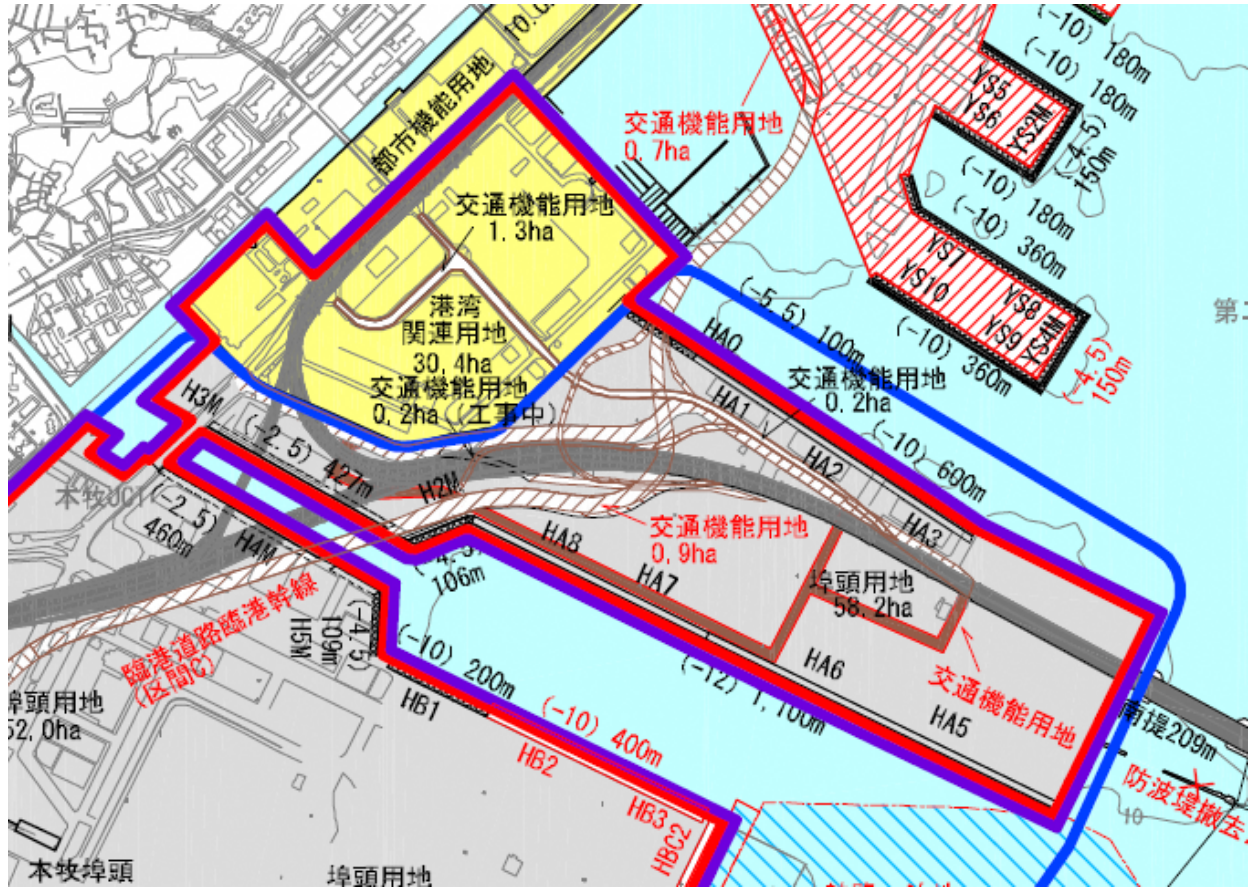
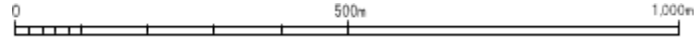


| 凡 例 | | |
|-----|-------|-------------|
| | 専用岸壁 | (既 設) |
| | | (今 回 計 画) |
| | その他用地 | (既 設) |

風向図 (平成13年～平成22年)



横浜港港湾計画図 〔本牧ふ頭地区〕



| 凡 例 | | |
|-----|-------------------|--------|
| | 航路・泊地 | (既 設) |
| | | (既定計画) |
| | 公共岸壁 | (既 設) |
| | | (既定計画) |
| | 公共物揚場 | (既 設) |
| | 物資補給岸壁 | (既 設) |
| | 埠頭用地 | (既 設) |
| | | (既定計画) |
| | 交通機能用地 (臨港道路) | (既 設) |
| | | (既定計画) |
| | | (今回計画) |
| | その他用地 | (既 設) |
| | | (既定計画) |
| | 効率的な運営を特に促進する区域 | |
| | 臨海部物流拠点の形成を図る区域 | |
| | 効率的な流通業務を特に促進する区域 | |

